

特開2002 - 108312

(P2002 - 108312A)

(43)公開日 平成14年4月10日(2002.4.10)

(51) Int.CI ⁷	識別記号	F I	テマコード(参考)
G 0 9 G 3/36		G 0 9 G 3/36	2 H 0 9 3
G 0 2 F 1/133	550	G 0 2 F 1/133	5 C 0 0 6
G 0 9 G 3/20	611	G 0 9 G 3/20	611 A 5 C 0 8 0
	612		612 E
	623		623 F

審査請求 未請求 請求項の数 13O L (全 21数) 最終頁に続く

(21)出願番号 特願2001 - 154258(P2001 - 154258)

(22)出願日 平成13年5月23日(2001.5.23)

(31)優先権主張番号 特願2000 - 222880(P2000 - 222880)

(32)優先日 平成12年7月24日(2000.7.24)

(33)優先権主張国 日本(JP)

(71)出願人 000005049
シャープ株式会社

大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号

(72)発明者 熊田 浩二
大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号 シヤープ株式会社内
柳 俊洋大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号 シ
ヤープ株式会社内
弁理士 原 謙三

(74)代理人 100080034

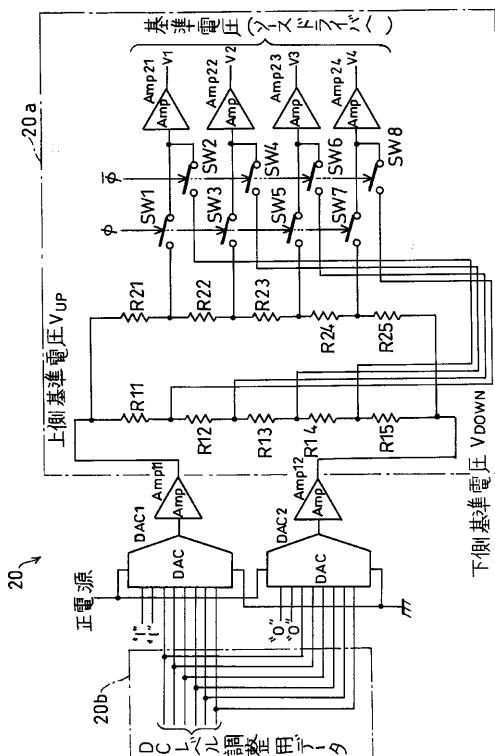
最終頁に続く

(54)【発明の名称】 液晶表示装置の駆動回路及びそれを用いた液晶表示装置並びにその液晶表示装置を用いた電子機器

(57)【要約】

【課題】 調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路及びそれを用いた液晶表示装置並びにその液晶表示装置を用いた電子機器を提供する。

【解決手段】 ゲートドライバからの走査信号により TFT にてスイッチングを行ってソースドライバからのソース信号電圧を各画素電極に出力する。TFT の寄生容量の存在に伴うドレイン電圧の変動の影響やアクティブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性に起因する直流電圧のばらつき等を補正すべく画素電極と共通電極との電位差を調整する基準電圧作成回路 20 を備える。基準電圧作成回路 20 は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっている。



【特許請求の範囲】

【請求項1】ゲートドライバからの走査信号により薄膜トランジスタにてスイッチングを行ってソースドライバからのソース信号電圧を各画素電極に出力する一方、画素電極と共に電極との電位差を調整する調整手段を備えた液晶表示装置の駆動回路において、
上記調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっていることを特徴とする液晶表示装置の駆動回路。

【請求項2】ゲートドライバからの走査信号により薄膜トランジスタにてスイッチングを行ってソースドライバからのソース信号電圧を各画素電極に出力する一方、薄膜トランジスタの寄生容量の存在に伴うドレイン電圧の変動の影響を補正すべく画素電極と共に電極との電位差を調整する調整手段を備えた液晶表示装置の駆動回路において、
上記調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっていることを特徴とする液晶表示装置の駆動回路。

【請求項3】ゲートドライバからの走査信号により薄膜トランジスタにてスイッチングを行ってソースドライバからのソース信号電圧を各画素電極に出力する一方、画素電極を複数種の金属膜にて積層して形成した場合に薄膜トランジスタのドレインと、このドレインに電気的に接続される画素電極における、液晶層に近い側の金属膜との間に生じる直流電圧成分のばらつきを補正すべく画素電極と共に電極との電位差を調整する調整手段を備えた液晶表示装置の駆動回路において、
上記調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっていることを特徴とする液晶表示装置の駆動回路。

【請求項4】ゲートドライバからの走査信号により薄膜トランジスタにてスイッチングを行ってソースドライバからのソース信号電圧を各画素電極に出力する一方、液晶層を挟むアクティブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性に起因する直流電圧のばらつきを補正すべく画素電極と共に電極との電位差を調整する調整手段を備えた液晶表示装置の駆動回路において、
上記調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっていることを特徴とする液晶表示装置の駆動回路。

【請求項5】電圧レベル可変手段は、ソースドライバにおけるソース信号電圧の基になるソースドライバ用基準電圧を作成する基準電圧作成手段に設けられ、かつ、
上記電圧レベル可変手段は、
上側基準電圧と下側基準電圧との電圧差を複数に分圧し⁵⁰

*て上記ソースドライバ用基準電圧として出力する電圧差分圧手段と、

上記上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させる上下基準電圧連動手段と、
上記上側基準電圧における下側基準電圧の割合を設定する下側基準電圧設定手段とからなっていることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の液晶表示装置の駆動回路。

【請求項6】電圧差分圧手段は、上側基準電圧と下側基準電圧との電圧差を複数に分圧するに際して、複数種類のソースドライバ用基準電圧を出力可能となっていることを特徴とする請求項5記載の液晶表示装置の駆動回路。

【請求項7】上下基準電圧連動手段は、上側基準電圧を出力すべく2種類の発生電圧を加算するためのオペアンプを用いた加算回路と、下側基準電圧を出力すべく2種類の発生電圧を減算するためのオペアンプを用いた減算回路とからなっていることを特徴とする請求項5記載の液晶表示装置の駆動回路。

【請求項8】上下基準電圧連動手段は、2種類の発生電圧から下側基準電圧を出力すべくオペアンプを用いた第1反転增幅回路と、2種類の発生電圧から上側基準電圧を出力すべくオペアンプを用いた第2反転增幅回路とからなっていることを特徴とする請求項5記載の液晶表示装置の駆動回路。

【請求項9】上下基準電圧連動手段は、DCレベル調整データを入力して下側基準電圧を出力する下側基準電圧作成用D/A変換回路と、上下基準電圧レベル差設定データと上記DCレベル調整データとを加算するデジタル加算回路と、このデジタル加算回路からの加算データを入力して上側基準電圧を出力する上側基準電圧作成用D/A変換回路とからなっていることを特徴とする請求項5記載の液晶表示装置の駆動回路。

【請求項10】共通電極に対して固定電位を与えるべく、グランド電位と正側電源との切り替えのみを行う切替手段を備えた共通電極信号作成手段が設けられていることを特徴とする請求項1～9のいずれか1項に記載の液晶表示装置の駆動回路。

【請求項11】共通電極信号作成手段は、ソースドライバに内蔵されていることを特徴とする請求項10記載の液晶表示装置の駆動回路。

【請求項12】請求項1～11のいずれか1項に記載の液晶表示装置の駆動回路を用いてなることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項13】請求項12記載の液晶表示装置を用いてなることを特徴とする電子機器。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、アクティブマトリックス駆動の液晶表示装置の駆動回路及びそれを用いた

例えば反射型、半透過型、反射／透過両用型又は透過型等の液晶表示装置並びにその液晶表示装置を用いた例えれば携帯電話、情報携帯端末（PDA:Personal Data Assistant）、ノートパソコン、ポータブルテレビ、ポータブルゲーム機等の携帯機器を含む電子機器に関するものであり、詳細には、薄膜トランジスタの寄生容量の存在に伴うドレイン電圧の変動の影響の補正及びその他、アクティブマトリックス基板と対向基板との特性の非対称性に起因する直流電圧のばらつき調整等を理由とする画素電極と共通電極との電位差を調整する調整手段に関するものである。

【0002】

【従来の技術】薄膜トランジスタ（以下、「TFT:Thin Film Transistor」と称する。）を用いたアクティブマトリックス駆動の液晶表示装置（以下、「LCD:Liquid Crystal Display」と称する。）では、通常、パネル毎に共通電極信号のDCレベル調整を行っている。

【0003】これは、一つの理由として、例えば、特開平5-35226号公報等に開示されている通り、TFTをONからOFFに切り替えた際に、TFTの寄生容量の影響によってドレイン電圧が変動するので、画素電極と共通電極との電位差を適正值に保持すべく補正する必要があるためである。

【0004】すなわち、TFTの寄生容量の影響によるドレイン電圧の変動量は一定ではなく各パネルにおいて製造毎のばらつきを含むため、パネル毎にDC（直流電圧）レベル調整を行うという構成をとっているものである。

【0005】具体的には、共通電極信号のDCレベルつまり電圧レベルを調整する手段として、例えば、図8に示すような共通電極信号作成回路50が使われている。同図においては、C-MOS(Complementary Metal Oxide Semiconductor: 相補金属酸化物半導体)スイッチ51にて正側電源V_{DD}とグランド電位GNDとが制御信号V_{IN}によって切り替えられことによって共通電極信号V_{COM}が作成されるようになっている。

【0006】すなわち、上記の共通電極信号作成回路50では、上記正側電源V_{DD}を2個のトランジスタ52・53と2個の抵抗54・55及び1個の可変抵抗56により構成されたクランプ回路57からの出力と上記C-MOSスイッチ51及びコンデンサ58を通した出力を結合して共通電極信号V_{COM}を出力する一方、クランプ回路57の可変抵抗56の値を変化させることによって、共通電極信号V_{COM}のDCレベルを調整する。これによって、共通電極信号V_{COM}と図示しない共通電極との間の電位差として、TFTの寄生容量の影響によるドレイン電圧の変動量を考慮した最適値のDCレベルに補正するようになっている。

【0007】一方、図9及び図10に示すように、TFT-LCDパネルのソース信号線へソース信号電圧を供

給するソースドライバ61は、通常6～8ビットのR-DAC方式のものが使われ、外部の基準電圧作成回路62から供給される複数の基準電圧V1～V4を使用してデジタル-アナログ変換（以下、「D/A変換」という）を行い、ソース信号電圧を出力する。ここで、複数の基準電圧V1～V4が用いられるのは、液晶の誘電率が印加電圧により変化するためである。

【0008】また、TFT63…の寄生容量がドレイン電圧に与える影響は、液晶印加電圧により異なる。したがって、白表示させる時と黒表示させる時とによってDCレベルを変える必要があることが、例えば、特開平5-3534号公報に開示されている。そこで、図10に示すように、例えば約4Vに固定された上側基準電圧V_{UP}とグランド電位GNDとの電圧差を抵抗R21・R22・R23・R24・R25にて分圧することにより、信号にてスイッチSW1・SW3・SW5・SW7をONして上記基準電圧V1～V4をソースドライバ61に出力する一方、上側基準電圧V_{UP}を抵抗R11・R12・R13・R14・R15にて分圧することにより信号バーにてスイッチSW2・SW4・SW6・SW8をONして上記基準電圧V1～V4とは異なる図示しない基準電圧V1～V4をソースドライバ61に出力している。

【0009】すなわち、上記の技術では、複数の基準電圧V1～V4又は基準電圧V1～V4を用いてD/A変換することによって、液晶の特性に合わせたりニアでない変換を行っているとともに、液晶の印加電圧-透過率特性と人間の視覚特性との差を補うための補正であるガンマ補正も同時に行っている。

【0010】

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、上記従来の液晶表示装置の駆動回路では、共通電極信号作成回路50にクランプ回路57を用いて共通電極信号V_{COM}の調整を行っているので、このクランプ回路57の抵抗55及び可変抵抗56に常に正側電源V_{DD}が印加されており、その結果、クランプ回路57での消費電力が大きく、低消費電力化が求められる携帯機器等の電子機器用途のTFT-LCDには適さないという問題点を有している。

【0011】また、従来の共通電極信号作成回路50においては、制御信号V_{IN}によって例えば+5Vの正側電源V_{DD}と0Vのグランド電位GNDとを切り替えるとともに、クランプ回路57の抵抗54・55及び可変抵抗56並びにコンデンサ58の存在により例えば+4Vと-1Vとの電圧を交互に繰り返す交流化信号を得ている。

【0012】しかしながら、このクランプ回路57及びコンデンサ58を介した場合には、安定した共通電極信号V_{COM}を得ることが困難であるという問題点を有している。具体的には、例えば、制御信号V_{IN}によって+5

V_{DD} の正側電源に維持した場合には、+4Vを維持することができずDCレベルが変動する一方、再度、共通電極信号 V_{COM} を切り替えて交流化信号を得た場合には、その変動したDCレベルから交流化信号が始まり、徐々に+4Vと-1Vとの交流化電圧に戻るようになる。

【0013】この結果、従来のクランプ回路57及びコンデンサ58を用いた共通電極信号作成回路50では、一定周期にて交流化を行わなければ共通電極の安定したDCレベルを得ることができないので、低周波駆動や休止駆動に使用することができないという問題点を有している。

【0014】一方、画素電極を複数種の金属膜にて積層して形成した場合には、薄膜トランジスタのドレインと、このドレインに電気的に接続される画素電極における、液晶層に近い側の金属膜との間には直流電圧成分のばらつきが生じる。例えば、ドレン電極にアルミニウム(A1)蒸着等を行ない、かつ画素電極を複数種の金属膜を積層して形成したときには、画素電極における液晶に接触している例えばアルミニウム(A1)金属膜とドレン電極との間では、複数の異種金属が介在することにより、当該ドレン電極とアルミニウム(A1)金属との間に電位差が生じる。

【0015】ここで、このような複数種の異種金属膜間に生じる電位差の調整においても、上述した従来の調整手段で対応可能であるが、消費電力等の点で問題があることには変わりない。

【0016】また、他の液晶層に作用するDCレベルの変動源としては、液晶層を挟むアクティブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性がある。このアクティブマトリクス基板と対向基板との非対称性に起因するDC成分は、常に液晶層に作用する。

【0017】この各基板の特性の非対称性としては、アクティブマトリクス基板側の配向膜の膜厚と対向基板側の配向膜の膜厚とがそれぞれ異なること、ハイブリッド配向のようにアクティブマトリクス基板側と対向基板側とで配向膜の材料が異なること、さらに、反射型液晶表示装置におけるアクティブマトリクス基板側のアルミニウム(A1)の反射電極と対向基板側のITOの透明電極とのように、液晶層を挟んで対向する電極の材料が異なること等が挙げられる。これらの要因の中でも、特に、液晶層を挟んで対向する各電極の材料の差による非対称性が、最も大きいDCレベルの変動を発生させる。

【0018】また、電極材料が異なることに起因するDCレベルの変動は、計算によって算出できないため、共通電極の電位の調整に時間が掛かり、この間にも液晶層には当該DCが作用する。したがって、液晶表示装置の信頼性の低下及び焼き付き残像等の不具合が生じるといった問題がある。

【0019】そして、このような液晶層を挟むアクティ

ブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性に起因するDC成分の調整においても、同様に、上述した従来の調整手段で対応可能であるが、消費電力等の点で問題があることには変わりない。

【0020】本発明は、上記従来の問題点に鑑みなされたものであって、その目的は、画素電極と共通電極との電位差を調整する調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路及びそれを用いた液晶表示装置並びにその液晶表示装置を用いた電子機器を提供することにある。

【0021】

【課題を解決するための手段】本発明の液晶表示装置の駆動回路は、上記課題を解決するために、ゲートドライバからの走査信号により薄膜トランジスタにてスイッチングを行ってソースドライバからのソース信号電圧を各画素電極に出力する一方、画素電極と共通電極との電位差を調整する調整手段を備えた液晶表示装置の駆動回路において、上記調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっていることを特徴としている。

【0022】上記の発明によれば、液晶表示装置の駆動回路は、ゲートドライバからの走査信号により薄膜トランジスタにてスイッチングを行ってソースドライバからのソース信号電圧を各画素電極に出力する。

【0023】ここで、従来においては、上記調整手段は、共通電極に電圧を付与する共通電極信号作成回路に設けられていた。すなわち、従来においては、画素電極と共通電極との電位差を調整するものとして、共通電極の電位を調整する方法を取っていた。

【0024】そして、従来の調整手段では、共通電極の電位を調整するためのクランプ回路に内蔵された抵抗に常に電圧を印加するものとなっていたので、クランプ回路での消費電力が大きく、低消費電力化が求められる携帯機器等の電子機器用途の液晶表示装置の駆動回路には適さないという問題点を有していた。

【0025】また、一定周期にて交流化を行わなければ、共通電極の安定した電圧レベルを得ることができないので、低周波駆動や休止駆動に使用することができないという問題点を有していた。

【0026】そこで、本発明では、調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっているものとした。

【0027】すなわち、本発明では、薄膜トランジスタの寄生容量の存在に伴うドレン電圧の変動の影響を補正等すべく画素電極と共通電極との電位差を調整するものとして、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを調整する方法を取っており、ソース信

号電圧の電圧レベルは、電圧レベル可変手段によって各画素電極に対して一律にシフトされる。

【0028】この結果、共通電極の電位を固定することができるので、従来必要であった電圧調整のための抵抗を有するクランプ回路が不要となり、クランプ回路の存在に伴う消費電力の増大を回避することができる。

【0029】また、クランプ回路及びコンデンサが不要となるので、低周波駆動や休止駆動にも使用することができる。

【0030】したがって、画素電極と共通電極との電位差を調整する調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路を提供することができる。

【0031】また、本発明の液晶表示装置の駆動回路では、上記課題を解決するために、ゲートドライバからの走査信号により薄膜トランジスタにてスイッチングを行ってソースドライバからのソース信号電圧を各画素電極に出力する一方、薄膜トランジスタの寄生容量の存在に伴うドレン電圧の変動の影響を補正すべく画素電極と共通電極との電位差を調整する調整手段を備えた液晶表示装置の駆動回路において、上記調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっていることを特徴としている。

【0032】上記の発明によれば、液晶表示装置の駆動回路は、薄膜トランジスタの寄生容量の存在に伴うドレン電圧の変動の影響を補正すべく画素電極と共通電極との電位差を調整する調整手段を備えている。

【0033】ここで、従来においては、上記調整手段は、共通電極に電圧を付与する共通電極信号作成回路に設けられていた。すなわち、従来においては、薄膜トランジスタの寄生容量の存在に伴うドレン電圧の変動の影響を補正すべく画素電極と共通電極との電位差を調整するものとして、共通電極の電位を調整する方法を取っていた。

【0034】そして、従来の調整手段では、共通電極の電位を調整するためのクランプ回路に内蔵された抵抗に常に電圧を印加するものとなっていたので、クランプ回路での消費電力が大きく、低消費電力化が求められる携帯機器等の電子機器用途の液晶表示装置の駆動回路には適さないという問題点を有していた。

【0035】また、一定周期にて交流化を行わなければ、共通電極の安定した電圧レベルを得ることができないので、低周波駆動や休止駆動に使用することができないという問題点を有していた。

【0036】そこで、本発明では、調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっているものとした。

【0037】すなわち、本発明では、薄膜トランジスタの寄生容量の存在に伴うドレン電圧の変動の影響を補正すべく画素電極と共通電極との電位差を調整するものとして、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを調整する方法を取っており、ソース信号電圧の電圧レベルは、電圧レベル可変手段によって各画素電極に対して一律にシフトされる。

【0038】この結果、共通電極の電位を固定することができるので、従来必要であった電圧調整のための抵抗を有するクランプ回路が不要となり、クランプ回路の存在に伴う消費電力の増大を回避することができる。

【0039】また、クランプ回路及びコンデンサが不要となるので、低周波駆動や休止駆動にも使用することができる。

【0040】したがって、ドレン電圧の変動を補正するための調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路を提供することができる。

【0041】また、本発明の液晶表示装置の駆動回路では、上記課題を解決するために、ゲートドライバからの走査信号により薄膜トランジスタにてスイッチングを行ってソースドライバからのソース信号電圧を各画素電極に出力する一方、画素電極を複数種の金属膜にて積層して形成した場合に薄膜トランジスタのドレンと、このドレンに電気的に接続される画素電極における、液晶層に近い側の金属膜との間に生じる直流電圧成分のばらつきを補正すべく画素電極と共通電極との電位差を調整する調整手段を備えた液晶表示装置の駆動回路において、上記調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっていることを特徴としている。

【0042】上記の発明によれば、液晶表示装置の駆動回路は、画素電極と共通電極との電位差を調整する調整手段を備えている。ここで、調整手段を設ける理由としては、前記薄膜トランジスタの寄生容量の存在に伴うドレン電圧の変動の影響を補正するという理由の他、画素電極を複数種の金属膜にて積層して形成した場合に薄膜トランジスタのドレンと、このドレンに電気的に接続される画素電極における、液晶層に近い側の金属膜との間に生じる直流電圧成分のばらつきを補正するという理由もある。

【0043】ところで、従来においては、上記調整手段は、共通電極に電圧を付与する共通電極信号作成回路に設けられていた。すなわち、従来においては、ドレンと液晶層に近い側の金属膜との間に生じる直流電圧成分のばらつきを補正すべく画素電極と共通電極との電位差を調整するものとして、共通電極の電位を調整する方法を取っていた。

【0044】そして、従来の調整手段では、共通電極の電位を調整するためのクランプ回路に内蔵された抵抗に常に電圧を印加するものとなっていたので、クランプ回路での消費電力が大きく、低消費電力化が求められる携帯機器を含む電子機器用途の液晶表示装置の駆動回路には適さないという問題点を有していた。

【0045】また、一定周期にて交流化を行わなければ、共通電極の安定した電圧レベルを得ることができないので、低周波駆動や休止駆動に使用することができないという問題点を有していた。

【0046】そこで、本発明では、調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっているものとした。

【0047】すなわち、本発明では、画素電極として複数種の金属膜を積層して形成した場合のドレンと液晶層に近い側の金属膜との間に生じる直流電圧成分のばらつきを補正すべく画素電極と共通電極との電位差を調整するものとして、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを調整する方法を取っており、ソース信号電圧の電圧レベルは、電圧レベル可変手段によって各画素電極に対して一律にシフトされる。

【0048】この結果、共通電極の電位を固定することができるので、従来必要であった電圧調整のための抵抗を有するクランプ回路が不要となり、クランプ回路の存在に伴う消費電力の増大を回避することができる。

【0049】また、クランプ回路及びコンデンサが不要となるので、低周波駆動や休止駆動にも使用することができる。

【0050】したがって、画素電極として複数種の金属膜を積層して形成した場合のドレンと液晶層に近い側の金属膜との間に生じる直流電圧成分のばらつきを補正するための調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路を提供することができる。

【0051】また、本発明の液晶表示装置の駆動回路では、上記課題を解決するために、ゲートドライバからの走査信号により薄膜トランジスタにてスイッチングを行ってソースドライバからのソース信号電圧を各画素電極に出力する一方、液晶層を挟むアクティブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性に起因する直流電圧のばらつきを補正すべく画素電極と共通電極との電位差を調整する調整手段を備えた液晶表示装置の駆動回路において、上記調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっていることを特徴としている。

【0052】上記の発明によれば、液晶表示装置の駆動回路は、画素電極と共通電極との電位差を調整する調整

手段を備えている。ここで、調整手段を設ける理由としては、前記薄膜トランジスタの寄生容量の存在に伴うドレイン電圧の変動の影響を補正するという理由等の他、液晶層を挟むアクティブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性に起因する直流電圧のばらつきを補正するという理由もある。

【0053】この非対称性に起因する直流電圧のばらつきの中でも、大きく影響するのは、液晶層を挟んで対向する各電極の材料の差による非対称性である。

10 【0054】ところで、従来においては、上記調整手段は、共通電極に電圧を付与する共通電極信号作成回路に設けられていた。すなわち、従来においては、液晶層を挟むアクティブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性に起因する直流電圧のばらつきを補正すべく画素電極と共通電極との電位差を調整するものとして、共通電極の電位を調整する方法を取っていた。

【0055】そして、従来の調整手段では、共通電極の電位を調整するためのクランプ回路に内蔵された抵抗に常に電圧を印加するものとなっていたので、クランプ回路での消費電力が大きく、低消費電力化が求められる携帯機器を含む電子機器用途の液晶表示装置の駆動回路には適さないという問題点を有していた。

【0056】また、一定周期にて交流化を行わなければ、共通電極の安定した電圧レベルを得ることができないので、低周波駆動や休止駆動に使用することができないという問題点を有していた。

【0057】そこで、本発明では、調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっているものとした。

【0058】すなわち、本発明では、液晶層を挟むアクティブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性に起因する直流電圧のばらつきを補正すべく画素電極と共通電極との電位差を調整するものとして、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを調整する方法を取っており、ソース信号電圧の電圧レベルは、電圧レベル可変手段によって各画素電極に対して一律にシフトされる。

【0059】この結果、共通電極の電位を固定することができるので、従来必要であった電圧調整のための抵抗を有するクランプ回路が不要となり、クランプ回路の存在に伴う消費電力の増大を回避することができる。

【0060】また、クランプ回路及びコンデンサが不要となるので、低周波駆動や休止駆動にも使用することができる。

【0061】したがって、液晶層を挟むアクティブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性に起因する直流電圧のばらつきを補正するための調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使

用し得る液晶表示装置の駆動回路を提供することができる。

【0062】また、本発明の液晶表示装置の駆動回路は、上記記載の液晶表示装置の駆動回路において、電圧レベル可変手段は、ソースドライバにおけるソース信号電圧の基になるソースドライバ用基準電圧を作成する基準電圧作成手段に設けられ、かつ、上記電圧レベル可変手段は、上側基準電圧と下側基準電圧との電圧差を複数に分圧して上記ソースドライバ用基準電圧として出力する電圧差分圧手段と、上記上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させる上下基準電圧連動手段と、上記上側基準電圧における下側基準電圧の割合を設定する下側基準電圧設定手段とからなっていることを特徴としている。

【0063】上記の発明によれば、電圧レベル可変手段は、ソースドライバにおけるソース信号電圧の基になるソースドライバ用基準電圧を作成する基準電圧作成手段に設けられる。

【0064】また、上記電圧レベル可変手段は、上側基準電圧と下側基準電圧との電圧差を複数に分圧して上記ソースドライバ用基準電圧として出力する電圧差分圧手段と、上記上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させる上下基準電圧連動手段と、上記上側基準電圧における下側基準電圧の割合を設定する下側基準電圧設定手段とからなっている。

【0065】したがって、ソースドライバにおけるソース信号電圧の基になるソースドライバ用基準電圧を作成する基準電圧作成手段においては、先ず、下側基準電圧設定手段によって、上側基準電圧における下側基準電圧の割合を設定する。この下側基準電圧の割合は、例えば、薄膜トランジスタの寄生容量の存在に伴うドレン電圧の変動の影響を補正すべく考慮して定められる。

【0066】次いで、上下基準電圧連動手段は、上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させてるので、例えば、ドレン電圧の変動の影響を考慮した上側基準電圧と下側基準電圧との電位差を常に一定とすることができます。

【0067】次いで、この上側基準電圧と下側基準電圧との電位差は、電圧差分圧手段によって、複数に分圧されソースドライバ用基準電圧として出力される。

【0068】この結果、ソースドライバでは、例えば、ドレン電圧の変動の影響を考慮したソースドライバ用基準電圧が提供されるので、ソースドライバから各画素電極に対しても、ドレン電圧の変動の影響等を考慮したソース信号電圧の電圧レベルを出力することができる。

【0069】そして、ドレン電圧の変動の影響等は各液晶表示装置毎に異なっているので、その変動分を補正するときには、下側基準電圧設定手段にて上側基準電圧における下側基準電圧の割合を設定変更すれば良い。こ

れによって、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせることができる。

【0070】この結果、調整手段である電圧レベル可変手段の具体的な構成を提供することができ、確実に、調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路を提供することができる。

10 【0071】また、本発明の液晶表示装置の駆動回路は、上記記載の液晶表示装置の駆動回路において、電圧差分圧手段は、上側基準電圧と下側基準電圧との電圧差を複数に分圧するに際して、複数種類のソースドライバ用基準電圧を出力可能となっていることを特徴としている。

【0072】上記の発明によれば、電圧差分圧手段は、上側基準電圧と下側基準電圧との電圧差を複数に分圧するに際して、複数種類のソースドライバ用基準電圧を出力可能となっている。

20 【0073】すなわち、薄膜トランジスタの寄生容量がドレン電圧に与える影響は、液晶印加電圧により異なっており、白表示させる時と黒表示させる時とによって、画素電極と共通電極との電位差を変える必要があるが、本発明では、電圧差分圧手段は、上側基準電圧と下側基準電圧との電圧差を複数に分圧するに際して、複数種類のソースドライバ用基準電圧を出力可能となっているので、白又は黒表示に応じて画素電極と共通電極との電位差を容易に変えることができる。

30 【0074】この結果、機能性の高い液晶表示装置の駆動回路を提供することができる。

【0075】また、本発明の液晶表示装置の駆動回路は、上記記載の液晶表示装置の駆動回路において、上下基準電圧連動手段は、上側基準電圧を出力すべく2種類の発生電圧を加算するためのオペアンプを用いた加算回路と、下側基準電圧を出力すべく2種類の発生電圧を減算するためのオペアンプを用いた減算回路とからなっていることを特徴としている。

【0076】上記発明によれば、上下基準電圧連動手段は、上側基準電圧を出力すべく2種類の発生電圧を加算

40 するためのオペアンプを用いた加算回路と、下側基準電圧を出力すべく2種類の発生電圧を減算するためのオペアンプを用いた減算回路とからなっているので、これによって、上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させることができる。この結果、上下基準電圧連動手段の具体的手段を提供することができる。

【0077】また、本発明の液晶表示装置の駆動回路は、上記記載の液晶表示装置の駆動回路において、上下基準電圧連動手段は、2種類の発生電圧から下側基準電圧を出力すべくオペアンプを用いた第1反転増幅回路

と、2種類の発生電圧から上側基準電圧を出力すべくオペアンプを用いた第2反転増幅回路とからなっていることを特徴としている。

【0078】上記発明によれば、上下基準電圧連動手段は、上下基準電圧連動手段は、2種類の発生電圧から下側基準電圧を出力すべくオペアンプを用いた第1反転増幅回路と、2種類の発生電圧から上側基準電圧を出力すべくオペアンプを用いた第2反転増幅回路とからなっているので、これによって、上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させることができるので、これによって、上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させることができ。この結果、上下基準電圧連動手段の具体的手段を提供することができる。

【0079】また、本発明の液晶表示装置の駆動回路は、上記記載の液晶表示装置の駆動回路において、上下基準電圧連動手段は、DCレベル調整データを入力して下側基準電圧を出力する下側基準電圧作成用D/A変換回路と、上下基準電圧レベル差設定データと上記DCレベル調整データとを加算するデジタル加算回路と、このデジタル加算回路からの加算データを入力して上側基準電圧を出力する上側基準電圧作成用D/A変換回路とからなっていることを特徴としている。

【0080】上記の発明によれば、上下基準電圧連動手段は、DCレベル調整データを入力して下側基準電圧を出力する下側基準電圧作成用D/A変換回路と、上下基準電圧レベル差設定データと上記DCレベル調整データとを加算するデジタル加算回路と、このデジタル加算回路からの加算データを入力して上側基準電圧を出力する上側基準電圧作成用D/A変換回路とからなっているので、これによって、上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させることができる。この結果、上下基準電圧連動手段の具体的手段を提供することができる。

【0081】また、本発明の液晶表示装置の駆動回路は、上記記載の液晶表示装置の駆動回路において、共通電極に対して固定電位を与えるべく、グランド電位と正側電源との切り替えのみを行う切替手段を備えた共通電極信号作成手段が設けられていることを特徴としている。

【0082】上記の発明によれば、共通電極に対して固定電位を与えるべく、グランド電位と正側電源との切り替えのみを行う切替手段を備えた共通電極信号作成手段が設けられている。

【0083】このため、共通電極信号作成手段は、共通電極に対して固定電位を与えるべく、グランド電位と正側電源との切り替えのみを行う切替手段を備えたものとなっている。

【0084】この結果、確実に、共通電極の電位を固定とすることができますので、従来必要であった電圧調整のための抵抗を有するクランプ回路が不要となり、クランプ回路の存在に伴う消費電力の増大を回避することができ

きる。

【0085】また、クランプ回路及びコンデンサが不要となるので、低周波駆動や休止駆動にも使用することができる。

【0086】したがって、確実に、調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路を提供することができる。

10 【0087】また、本発明の液晶表示装置の駆動回路は、上記記載の液晶表示装置の駆動回路において、共通電極信号作成手段は、ソースドライバに内蔵されていることを特徴としている。

【0088】上記の発明によれば、共通電極信号作成手段は、ソースドライバに内蔵されている。

【0089】すなわち、共通電極信号作成手段は、共通電極信号がグランド電位を下回ることがなくなると同時に、構成が簡素化されているためソースドライバに容易に内蔵することができる。

【0090】そして、このように、共通電極信号作成手段を、ソースドライバに内蔵することによって回路の集積化によるコストダウンが見込める。

【0091】また、本発明の液晶表示装置は、上記課題を解決するために、上記液晶表示装置の駆動回路を用いてなることを特徴としている。

【0092】上記の発明によれば、液晶表示装置は、上記液晶表示装置の駆動回路を用いてなっている。

【0093】このため、画素電極と共通電極との電位差を調整する調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置を提供することができる。

【0094】本発明の電子機器は、上記課題を解決するために、上記液晶表示装置を用いてなることを特徴としている。

【0095】上記の発明によれば、電子機器は、上記液晶表示装置を用いてなっている。

【0096】このため、画素電極と共通電極との電位差を調整する調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器用途等にも使用し得る電子機器を提供することができる。

【0097】

【発明の実施の形態】〔実施の形態1〕本発明の実施の一形態について図1ないし図4に基づいて説明すれば、以下の通りである。なお、本実施の形態のアクティブマトリクス型の液晶表示装置は、例えば反射型、半透過型、反射/透過両用型又は透過型等の液晶表示装置に適用が可能であり、また、携帯電話、情報携帯端末(PDA:Personal Data Assistant)及びノートパソコン、ポ

ータブルテレビ又はポータブルゲーム機等の携帯機器、及び携帯機器を含む電子機器において、好適に用いられるものである。

【0098】本実施の形態のアクティブマトリクス型の液晶表示装置（以下、「LCD: Liquid Crystal Display」と称する。）は、図2に示すように、1画素選択期間における走査信号を入力する走査信号用ドライバとしてのゲートドライバ2と、液晶パネル1に対してデータ信号を入力するデータ信号用ドライバとしてのソースドライバ3と、これらゲートドライバ2及びソースドライバ3のタイミングを制御するコントロール回路4とを備えている。

【0099】上記液晶パネル1には、ガラス基板上に設けられる格子状に配列されたデータ信号を供給するソースバスラインS(1)・S(2)…S(N)及び走査信号を供給するゲートバスラインG(1)・G(2)…G(M)と、各格子点毎に設けられたスイッチング素子である薄膜トランジスタ（以下、「TFT: Thin Film Transistor」と称する。）6…と、TFT6…を介して上記ソースバスラインS(1)・S(2)…S(N)に接続される画素電極7…と、これら画素電極7…に対向する共通電極8とが設けられている。

【0100】上記の液晶表示装置では、コントロール回路4からソースドライバ3へ映像データが送られ、ソースドライバ3は、この映像データ信号をD-A変換し、液晶パネル1の駆動電圧として出力するようになっている。上記映像データ信号のD-A変換に際しては、このソースドライバ3に接続された調整手段、電圧レベル可変手段及び基準電圧作成手段としての基準電圧作成回路20からD-A変換の基準となる電圧が作成される。

【0101】一方、コントロール回路4は、上述のようにソースドライバ3へ映像データを送ると同時に、ゲートドライバ2へ走査のための信号を送る。これによって、ゲートドライバ2はゲートバスラインG(1)・G(2)…を走査し、液晶パネル1内の各TFT6…をON-OFF制御することによって、上記ソースドライバ3から各ソースバスラインS(1)・S(2)…及び各TFT6…を介して各画素電極7…に映像信号が供給される。

【0102】ここで、共通電極8は、一枚の電極からなり液晶パネル1の略全体を覆っているとともに、この共通電極8には、共通電極信号作成手段としての共通電極信号作成回路10から共通電極信号が供給されるようになっている。すなわち、画素電極7…と共通電極8との間に電位差によって、この画素電極7…と共通電極8との間に挿装される図示しない液晶が変化してその画素の表示が行われる。

【0103】ところで、上記の液晶パネル1では、例えば、TFT6…の寄生容量の存在により、TFT6…がON状態からOFF状態に変化する際にドレイン電圧の

10

20

30

40

50

変動が起こる。この変動は、各液晶パネル1における製造時のばらつきによって異なるので、液晶パネル1毎に調整を行う必要がある。

【0104】また、液晶層に作用するDCレベルの変動源としては、上記TFT6…の寄生容量の他に、液晶層を挟むアクティブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性がある。このアクティブマトリクス基板と対向基板との非対称性に起因するDC成分は、常に液晶層に作用する。

【0105】この各基板の特性の非対称性としては、アクティブマトリクス基板側の配向膜の膜厚と対向基板側の配向膜の膜厚とがそれぞれ異なること、ハイブリッド配向のようにアクティブマトリクス基板側と対向基板側とで配向膜の材料が異なること、さらに、反射型液晶表示装置におけるアクティブマトリクス基板側のアルミニウム（Al）の反射電極と対向基板側のITOの透明電極とのように、液晶層を挟んで対向する電極の材料が異なること等が挙げられる。これらの要因の中でも、特に、液晶層を挟んで対向する各電極の材料の差による非対称性が、最も大きいDCレベルの変動を発生させる。

【0106】そこで、従来においては、この調整は、一般的に、上記共通電極信号作成回路10から供給される共通電極信号のDCレベルを変化させる形で行われていた。

【0107】しかしながら、従来の共通電極信号作成回路では、抵抗を備えたクランプ回路に対して常に電圧を印加していたので、クランプ回路での消費電力が大きく、低消費電力化が求められる携帯機器等の電子機器用途の液晶表示装置には適さないという問題点を有していた。

【0108】そこで、本実施の形態では、液晶表示装置の消費電力を小さくするために、先ず、図3に示すように、共通電極信号作成回路10をC-MOS（Complementary Metal Oxide Semiconductor: 相補金属酸化物半導体）スイッチ11のみによって構成しており、従来のクランプ回路を無くした構成としている。

【0109】すなわち、上記共通電極信号作成回路10では、グランド電位GNDと正側電源V_{DD}とを切替手段としてのC-MOSスイッチ11にて切り替えるだけの極めて単純な構成になっている。したがって、上記共通電極信号作成回路10では、制御信号V_{IN}を2種の所定電圧に切り替えることによって、共通電極信号V_{COM}として0Vのグランド電位GNDと例えば+5Vの正電圧とからなる交流化信号を供給することができる。

【0110】この結果、本実施の形態では、共通電極信号作成回路10にて共通電極8のDCレベルを補正することにより画素電極7…と共通電極8との間の電位差の調整を行うという従来の考えを排除したものとなっている。

【0111】また、上記の共通電極信号作成回路10で

は、従来のクランプ回路及びコンデンサを含んでいないので、制御信号 V_{IN} によって例えば +5V の正側電源 V_{UP} に維持した場合には、+5V を維持することができる。したがって、低周波駆動や休止駆動においても使用することが可能となっている。

【0112】一方、上述したように、共通電極信号作成回路にて DC レベルの調整を行わない場合には、それに代わる調整方法が必要となる。

【0113】そこで、本実施の形態では、その調整方法としてソースドライバ 3 に基準電圧を供給する調整手段としての基準電圧作成回路 20 によって、TFT 6... が ON 状態から OFF 状態に変化する際にドレン電圧の変動に伴う画素電極 7... と共通電極 8 との電位差を調整するものとなっている。

【0114】上記画素電極 7... と共通電極 8 との電位差を調整可能とする基準電圧作成回路 20 の構成を以下に説明する。

【0115】本実施の形態の基準電圧作成回路 20 は、図 1 に示すように、電圧差分圧手段としての電圧差分圧部 20a を有しており、この電圧差分圧部 20a では、上側基準電圧 V_{UP} と下側基準電圧 V_{DOWN} との電圧差を 2 種類に分圧する抵抗 $R_{11} \sim R_{15}$ と抵抗 $R_{21} \sim R_{25}$ とを有するとともに、信号バーにより一連に制御されるスイッチ SW1・SW3・SW5・SW7 と、信号バーにより一連に制御されるスイッチ SW2・SW4・SW6・SW8 とを有している。上記信号バーとは、同一タイミングで変化して極性のみが異なる信号であり、スイッチ SW1 とスイッチ SW2、スイッチ SW3 とスイッチ SW4、スイッチ SW5 とスイッチ SW6、スイッチ SW7 とスイッチ SW8 とではいずれか一方が必ず導通しており、増幅器 Amp 21 ~ Amp 24 に DC 電圧が与えられている。

【0116】これによって、例えば、信号バーにより一連に制御されるスイッチ SW1・SW3・SW5・SW7 が ON されたときには、上側基準電圧 V_{UP} と下側基準電圧 V_{DOWN} との電圧差が抵抗 $R_{21} \sim R_{25}$ によって複数に分圧されてソースドライバ用基準電圧としての基準電圧 $V_{1 \sim V_4}$ を出力する一方、例えば、信号バーにより一連に制御されるスイッチ SW2・SW4・SW6・SW8 が ON されたときには、上側基準電圧 V_{UP} と下側基準電圧 V_{DOWN} との電圧差が抵抗 $R_{11} \sim R_{15}$ によって複数に分圧されてソースドライバ用基準電圧としての図示しない基準電圧 $V_{1 \sim V_4}$ を出力できるものとなっている。

【0117】すなわち、TFT 6... の寄生容量がドレン電圧に与える影響は、液晶印加電圧により異なっており、白表示させる時と黒表示させる時とによって、画素電極 7... と共通電極 8 との電位差を変える必要がある。

そこで、本実施の形態では、上側基準電圧 V_{UP} と下側基準電圧 V_{DOWN} との電圧差を抵抗 $R_{21} \sim R_{25}$ による分

圧と抵抗 $R_{11} \sim R_{15}$ による分圧との 2 種に容易に分圧し得るものとなっているので、白又は黒表示に応じて画素電極 7... と共通電極 8 との電位差を容易に切り替えるべく、2 種の基準電圧 $V_{1 \sim V_4}$ 又は基準電圧 $V_{1 \sim V_4}$ をソースドライバ 3 に出力することができる。

【0118】一方、上記の上側基準電圧 V_{UP} は、前段の上下基準電圧連動手段としての D/A コンバータ DAC 1 と増幅器 Amp 11 とで構成される回路で作成されるとともに、下側基準電圧 V_{DOWN} は、上下基準電圧連動手段としての D/A コンバータ DAC 2 と増幅器 Amp 12 とで構成される回路にて作成されるものとなっている。

【0119】また、本実施の形態では、上記 D/A コンバータ DAC 1・DAC 2 には、共通の DC レベル調整用データが下位 6 ビットに入力される。すなわち、上側基準電圧 V_{UP} とするために上位 2 ビットが High レベルである “1” に固定されている一方、下側基準電圧 V_{DOWN} とするために上位 2 ビットが Low レベルである “0” に固定されている。

【0120】この結果、上記 D/A コンバータ DAC 1・DAC 2 は、本実施の形態ではそれぞれ 8 ビットに構成されているので、上側基準電圧 V_{UP} と下側基準電圧 V_{DOWN} との間では、常に 192 段階 ($= 2^7 + 2^6$) の電圧差が保たれながら、63 ($= 2^6 - 1$) 段階分の調整が外部データにより可能となる。すなわち、D/A コンバータ DAC 1 には 63 段階分のデータが入力可能であり、この D/A コンバータ DAC 1 への入力データに対して D/A コンバータ DAC 2 には 192 段階の異なる値を入力することができる。

【0121】したがって、この構成によれば、ソースドライバ 3 へ与えられる 4 つに分圧された各基準電圧 $V_{1 \sim V_4}$ 又は基準電圧 $V_{1 \sim V_4}$ は、画素電極 7... と共通電極 8 との電位差の関係を常に一定に保ちながらシフトさせることができあり、液晶の特性に合わせたりニアでない D-A 変換、かつガンマ補正を行う上でも必要な複数種類に分圧された基準電圧 $V_{1 \sim V_4}$ 、基準電圧 $V_{1 \sim V_4}$ 、基準電圧 $V_{1 \sim V_4}$ を作成してソースドライバ 3 に供給することができる。なお、本実施の形態では、上側基準電圧 V_{UP} と下側基準電圧 V_{DOWN} との電圧差を 2 種の分圧にしているが、必ずしもこれに限らず、より多くの種類に分圧することが可能である。

【0122】上記の基準電圧作成回路 20 にて作成された基準電圧 $V_{1 \sim V_4}$ は、図 4 に示す抵抗から構成される D/A コンバータである R-DAC を有するソースドライバ 3 に入力される。上記の R-DAC は、ラダー抵抗部 31、階調電圧選択回路 33、増幅器 AMP... からなっている。

【0123】具体的には、上記基準電圧 $V_{1 \sim V_4}$ は、ソースドライバ 3 のラダー抵抗部 31 に入力され、前記

コントロール回路4からの映像信号がサンプリング&ソフトレジスタ&データデコード回路32に入力されることにより、各階調電圧選択回路33...から上記映像データにしたがったソース信号電圧が出力端子OUT1~OUT240に出力され、前述の液晶パネル1に入力される。

【0124】上記ラダー抵抗部31においては、基準電圧V1とV4との間の電位を複数の抵抗を用いて64階調分に分割している。したがって、基準電圧V1とV4との2つがあれば基準電圧V1~V4の4つは一見不要とも考えられるが、このように4つの基準電圧V1~V4を用いているのは、液晶の誘電率が印加電圧により変化するためである。

【0125】したがって、同図及び図1においては、簡略化のため、4つの基準電圧V1~V4を作成した構成をとっているが、必ずしもこれに限らず、より多くの基準電圧V1~Vn(nは5以上の整数)を作成することが可能である。これによって、より液晶の特性に合わせた動作が可能になる。

【0126】以上のように、本実施の形態の液晶表示装置の駆動回路では、共通電極信号作成回路10は、グランド電位GNDと正側電源V_{DD}とをC-MOSスイッチ11にて切り替えるだけの極めて単純な構成になっている。

【0127】したがって、この構成を用いれば、共通電極信号作成回路10の構成が非常に簡素になり、従来のように、クランプ回路を用いてDCレベルのシフトを行って、共通電極信号V_{COM}の下側電圧の電位がグランド電位GNDレベルよりも下にする従来構成での電力消費を削減できる。

【0128】また、従来のクランプ回路では、映像信号の水平周波数付近の周波数での交流動作が動作の前提条件になっており、共通電極信号V_{COM}を長時間片側の極性に固定することはできず、休止駆動や低周波駆動に対応できなかったのに対し、本実施の形態の構成では片側の極性に固定させても安定な動作が行える。すなわち、共通電極信号作成回路10をグランド電位GNDと正側電源V_{DD}との切り替えのみで作成することによって、休止駆動時の共通電極信号V_{COM}を一定レベルに保つことが容易となるとともに、休止駆動と通常駆動との切り替わり時に予期しない電圧レベルが発生しないので、切り替わり時のフリッカーランプ等の発生がなく、表示品質が保たれる。

【0129】また、ソース信号電圧のソース信号電圧を可変させる手段としてはソースドライバ3のR-DACに供給する基準電圧作成回路20の上側基準電圧V_{UP}と下側基準電圧V_{DOWN}とを固定ではなく、2つの基準電圧を連動して変化させることができ構成をとることによって調整手段を実現することができる。

【0130】さらに、基準電圧作成回路20に追加され

たDCレベル調整用のD/AコンバータDAC1・DAC2と増幅器AMP11・AMP12とは、次段の回路のインピーダンスが高いので、低消費電力で動作させることができ可能である。したがって、トータルの消費電力は大幅に削減できる。

【0131】また、従来の基準電圧作成回路においては、上側基準電圧V_{UP}は例えば約4Vとし下側基準電圧V_{DOWN}はグランド電位GNDとした固定電圧となっていたが、本実施の形態では、この上側基準電圧V_{UP}と下側基準電圧V_{DOWN}との電圧差を連動して動作できるようになっているので、容易に、ソースドライバ3におけるソース信号電圧を一律にシフト可能となる。

【0132】さらに、本実施の形態の液晶表示装置の駆動回路では、通常の動作においての低消費電力化が図れる上に、通常の交流駆動条件とは異なる休止駆動や低周波駆動のような種々の動作モードに対応できるので、これによても低消費電力化に貢献できる。

【0133】なお、本発明は、上記の実施の形態に限定されるものではなく、本発明の範囲内で種々の変更が可能である。例えば、上記実施の形態では、共通電極信号作成回路10は、共通電極8側に形成されているが、上述したように非常に簡素な構成をとることが可能になったので、特にこれに限定するものではなく、例えば、ソースドライバ3内にこの回路を内蔵することも容易に可能である。

【0134】また、このように、共通電極信号作成回路10は、容易にソースドライバに内蔵することができ、かつ共通電極信号V_{COM}は負側の電圧とならないとすることができるので、回路の集積化によるコストダウン、30 実装面積の低減も可能となり、携帯用途等の電子機器には最適の構成となる。

【0135】このように、本実施の形態の液晶表示装置の駆動回路では、ゲートドライバ2からの走査信号によりTFT6...にてスイッチングを行ってソースドライバ3からのソース信号電圧を各画素電極7...に出力する。また、TFT6...の寄生容量の存在に伴うドレイン電圧の変動の影響を補正すべく画素電極7...と共通電極8との電位差を調整する調整手段を備えている。また、この調整手段は、ドレインと多層画素電極における液晶層に近い側の金属膜との間に生じる直流電圧成分のばらつきを補正すべく画素電極7...と共通電極8との電位差を調整することも可能である。さらに、調整手段は、液晶層を挟むアクティブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性に起因する直流電圧のばらつきを補正すべく画素電極7...と共通電極8との電位差を調整することができる。

【0136】ここで、従来においては、上記調整手段は、共通電極8に電圧を付与する共通電極信号作成回路10に設けられていた。すなわち、従来においては、TFT6...の寄生容量の存在に伴うドレイン電圧の変動の

影響を補正するため、及び液晶層に近い側の金属膜との間に生じる直流電圧成分のばらつきを補正するため、並びに液晶層を挟むアクティブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性に起因する直流電圧のばらつきを補正する等のために、画素電極7...と共に電極8との電位差を調整すべく共通電極8の電位を調整する方法を取っていた。

【0137】そして、従来の調整手段では、共通電極8の電位を調整するためのクランプ回路に内蔵された抵抗に常に電圧を印加するものとなっていたので、クランプ回路での消費電力が大きく、低消費電力化が求められる携帯機器等の電子機器用途の液晶表示装置の駆動回路には適さないという問題点を有していた。

【0138】また、一定周期にて交流化を行わなければ、共通電極8の安定した電圧レベルを得ることができないので、低周波駆動や休止駆動に使用することができないという問題点を有していた。

【0139】なお、上記の低周波駆動とは、交流反転の周波数を下げる駆動することをいう。また、休止駆動とは、交流反転を一定期間停止させるような駆動をいう。すなわち、低周波駆動と休止駆動との違いは、低周波駆動は交流反転の周波数が一定であるが、休止駆動は交流反転の周波数が部分的に異なるものとなっている。

【0140】そこで、本実施の形態では、調整手段は、ソースドライバ3から出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極7...に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段としての基準電圧作成回路20からなっているとしている。

【0141】すなわち、本実施の形態では、例えば、TFT6...の寄生容量の存在に伴うドレイン電圧の変動の影響等を補正すべく画素電極7...と共に電極8との電位差を調整するものとして、ソースドライバ3から出力されるソース信号電圧の電圧レベルを調整する方法を取つてあり、ソース信号電圧の電圧レベルは、ソースドライバ3に基準電圧を与える基準電圧作成回路20によって各画素電極7...に対して一律にシフトされる。

【0142】この結果、共通電極8の電位を固定することができるので、従来必要であった電圧調整のための抵抗を有するクランプ回路が不要となり、クランプ回路の存在に伴う消費電力の増大を回避することができる。

【0143】また、クランプ回路及びコンデンサが不要となるので、低周波駆動や休止駆動にも使用することができる。

【0144】したがって、ドレイン電圧の変動を補正する、及びドレインと多層画素電極における液晶層に近い側の金属膜との間に生じる直流電圧成分のばらつきを補正する、並びに液晶層を挟むアクティブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性に起因する直流電圧のばらつきを補正するための、画素電極7...と共に電極8との電位差を調整する調整手段での消費電力を低減し、か

つ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器等の電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路を提供することができる。

【0145】また、本実施の形態の液晶表示装置の駆動回路では、電圧レベル可変手段は、ソースドライバ3におけるソース信号電圧の基になる基準電圧V1~V4を作成する基準電圧作成回路20に設けられる。

【0146】また、電圧レベル可変手段は、上側基準電圧V_{UP}と下側基準電圧V_{DOWN}との電圧差を抵抗R11~R15又は抵抗R21~R25によって複数に分圧して基準電圧V1~V4として出力する電圧差分圧手段としての電圧差分圧部20aと、上側基準電圧V_{UP}と下側基準電圧V_{DOWN}との2つの基準電圧を連動して変化させるD/AコンバータD A C 1・D A C 2と、上側基準電圧V_{UP}における下側基準電圧V_{DOWN}の割合を設定する下側基準電圧設定手段としての下側基準電圧設定部20bとからなっている。

【0147】したがって、ソースドライバ3におけるソース信号電圧の基になる基準電圧V1~V4を作成する基準電圧作成回路20においては、先ず、下側基準電圧設定部20bによって、上側基準電圧V_{UP}における下側基準電圧V_{DOWN}の割合を設定する。この下側基準電圧V_{DOWN}の割合は、例えば、TFT6...の寄生容量の存在に伴うドレイン電圧の変動の影響を補正すべく考慮して定められる。

【0148】次いで、D/AコンバータD A C 1・D A C 2は、上側基準電圧V_{UP}と下側基準電圧V_{DOWN}との2つの基準電圧を連動して変化させるので、例えば、ドレイン電圧の変動の影響を考慮した上側基準電圧V_{UP}と下側基準電圧V_{DOWN}と下側基準電圧との電位差を常に一定とすることができる。

【0149】次いで、この上側基準電圧V_{UP}と下側基準電圧V_{DOWN}との電位差は、電圧差分圧部20aによって、例えば抵抗R21~R25によって複数に分圧され基準電圧V1~V4として出力される。

【0150】この結果、ソースドライバ3では、例えば、ドレイン電圧の変動の影響を考慮した基準電圧V1~V4が提供されるので、ソースドライバ3から各画素電極7...に対しても、ドレイン電圧の変動の影響等を考慮したソース信号電圧の電圧レベルを出力することができる。

【0151】そして、例えば、ドレイン電圧の変動の影響は各液晶表示装置の液晶パネル1毎に異なっているので、その変動分を補正するときには、基準電圧作成回路20における下側基準電圧設定部20bにて上側基準電圧V_{UP}における下側基準電圧V_{DOWN}の割合を設定変更すれば良い。これによって、ソースドライバ3から出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極7...に対して一律にシフトさせることができる。

【0152】この結果、調整手段である基準電圧作成回

路20の具体的な構成を提供することができ、確実に、ドレン電圧の変動を補正する等のための調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器等の電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路を提供することができる。

【0153】また、本実施の形態の液晶表示装置の駆動回路では、電圧差分圧部20aは、上側基準電圧 V_{UP} と下側基準電圧 V_{DOWN} との電圧差を複数に分圧するに際して、複数種類としての2種類の基準電圧 $V1 \sim V4$ 及び基準電圧 $V1 \sim V4$ を出力可能となっている。具体的には、抵抗R21～R25を用いる場合と抵抗R11～R15を用いる場合とを切り替えている。

【0154】すなわち、TFT6...の寄生容量がドレン電圧に与える影響は、液晶印加電圧により異なっており、白表示させる時と黒表示させる時とによって、画素電極7...と共に電極8との電位差を変える必要があるが、本実施の形態では、電圧差分圧部20aは、上側基準電圧 V_{UP} と下側基準電圧 V_{DOWN} との電圧差を複数に分圧するに際して、2種類の基準電圧 $V1 \sim V4$ 及び基準電圧 $V1 \sim V4$ を出力可能となっているので、白又は黒表示に応じて画素電極7...と共に電極8との電位差を容易に変えることができる。

【0155】この結果、機能性の高い液晶表示装置の駆動回路を提供することができる。

【0156】また、本実施の形態の液晶表示装置の駆動回路では、共通電極8に対して固定電位を与えるべく、グランド電位GNDと正側電源 V_{DD} との切り替えのみを行うC-MOSスイッチ11を備えた共通電極信号作成回路10が設けられている。

【0157】このため、共通電極信号作成回路10は、共通電極8に対して固定電位を与えるべく、グランド電位GNDと正側電源 V_{DD} との切り替えのみを行うC-MOSスイッチ11を備えたものとなっている。

【0158】この結果、確実に、共通電極8の電位を固定することができるので、従来必要であった電圧調整のための抵抗を有するクランプ回路が不要となり、クランプ回路の存在に伴う消費電力の増大を回避することができる。

【0159】また、クランプ回路及びコンデンサが不要となるので、低周波駆動や休止駆動にも使用することができる。

【0160】したがって、確実に、ドレン電圧の変動を補正する等のための調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路を提供することができる。

【0161】また、本実施の形態の液晶表示装置の駆動回路では、共通電極信号作成回路10は、ソースドライバ3に内蔵することが可能となっている。

【0162】すなわち、共通電極信号作成回路10は、共通電極信号 V_{COM} がグランド電位GNDを下回ることがなくなると同時に、構成が簡素化されているためソースドライバ3に容易に内蔵することが可能である。

【0163】そして、このように、共通電極信号作成回路10を、ソースドライバ3に内蔵することによって回路の集積化によるコストダウンが見込める。

【0164】また、本実施の形態の液晶表示装置は、上記液晶表示装置の駆動回路を用いてなっている。

【0165】このため、ドレン電圧の変動を補正する等のための調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使用し得る例えは反射型、半透過型、反射/透過両用型又は透過型等の液晶表示装置を提供することができる。

【0166】また、本実施の形態の電子機器は、上記液晶表示装置を用いてなっている。

【0167】このため、ドレン電圧の変動を補正する等のための調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器用途にも使用し得る例えは携帯電話、情報携帯端末(PDA)、ノートパソコン、ポータブルテレビ及びポータブルゲーム機等の携帯機器を含む電子機器を提供することができる。

【0168】〔実施の形態2〕本発明の他の実施の形態について図5ないし図7に基づいて説明すれば、以下の通りである。なお、説明の便宜上、前記の実施の形態1の図面に示した部材と同一の機能を有する部材については、同一の符号を付し、その説明を省略する。また、前記実施の形態1で述べた各種の特徴点については、本実施の形態についても組み合わせて適用し得るものとする。

【0169】本実施の形態では、前記実施の形態1で述べた上下基準電圧連動手段の他の形態について数種類説明する。

【0170】先ず、図5に示すように、上下基準電圧連動手段としての例えは上下基準電圧連動部70は、オペアンプOP11、及び抵抗R36・R37・R38・R39にて構成される電圧加算回路71と、オペアンプOP12及び抵抗R40・R41・R42・R43にて構成される電圧減算回路72と、抵抗R31、可変抵抗R32及び抵抗R33にて構成される第1バイアス回路73と、抵抗R34・R35によって構成される第2バイアス回路74とからなっている。

【0171】そして、上記の上下基準電圧連動部70では、オペアンプOP11の出力として、第1バイアス回路73からの発生電圧 V_A1 と第2バイアス回路74からの発生電圧 V_B1 との加算結果である電圧値 $V_A1 + V_B1$ が出力される。

【0172】一方、オペアンプOP12の出力として、

第1バイアス回路73からの発生電圧VA1と第2バイアス回路74からの発生電圧VB1との減算結果である電圧値VA1 - VB1が出力される。

【0173】したがって、オペアンプOP11の出力を上側基準電圧に用いるとともに、オペアンプOP12の出力を下側基準電圧に用いることによって、2つの基準電圧を連動して変化させる上下基準電圧連動手段となる。

【0174】すなわち、第2バイアス回路74にて作成される発生電圧VB1は、上側基準電圧と下側基準電圧との差を設定しており、オペアンプOP11の出力電圧VA1 + VB1とオペアンプOP12の出力電圧VA1 - VB1との差は発生電圧VA1にかかわらず常に $2 \times VB1$ の値を保っている。

【0175】次に、第1バイアス回路73からの発生電圧VA1については、可変抵抗R32の状態を変化させることによって電圧値が変化する。したがって、オペアンプOP11及びオペアンプOP12の出力電圧は、発生電圧VA1の電圧変化に応じて一定の電位差を常に保ちながらDCレベルを変化させることができなくなっている。

【0176】次に、上下基準電圧連動手段のさらに他の形態として、例えば、図6に示す上下基準電圧連動部80を構成することが可能である。

【0177】上記上下基準電圧連動部80は、同図に示すように、オペアンプOP21及び抵抗R57・R58にて構成される第1反転増幅回路81と、オペアンプOP22及び抵抗R59・R60にて構成される第2反転増幅回路82と、抵抗R51、可変抵抗R52及び抵抗R53にて構成される第1バイアス回路83と、抵抗R54・R55・R56にて構成される第2バイアス回路84とからなっている。

【0178】そして、オペアンプOP21の出力電圧を下側基準電圧に用いる一方、オペアンプOP22の出力電圧を上側基準電圧に用いることによって2つの基準電圧を連動して変化させる上下基準電圧連動手段となる。

【0179】具体的には、例えば、抵抗R57 = 抵抗R58であるとき、オペアンプOP21の出力電圧は $VA2 - (VB21 - VA2)$ となる。一方、抵抗R59 = 抵抗R60であるとき、オペアンプOP22の出力電圧は $VA2 - (VB22 - VA2)$ となる。

【0180】このとき、オペアンプOP22とオペアンプOP21との電圧差は $(VB21 - VB22)$ となり、第1バイアス回路83の発生電圧VA2の値にかかわらず常にこの関係を保っている。次に、第1バイアス回路83の発生電圧VA2については、可変抵抗R52の状態を変化させることによって電圧値が変化する。この結果、前述の式から明らかのように、第1バイアス回路83の発生電圧VA2の値が変化すると、オペアンプOP21・OP22の出力電圧は $2 \times VA2$ の項から発

生電圧VA2の変化量の2倍の変化量で出力電圧値を変える。したがって、オペアンプOP21・12の出力電圧は、第1バイアス回路83の発生電圧VA2の電圧変化に応じて一定の電位差を常に保ちながらDCレベルを変化させることができくなっている。

【0181】次に、上下基準電圧連動手段のさらに他の形態として、例えば、図7に示す上下基準電圧連動部90を構成することが可能である。なお、この上下基準電圧連動部90は、前記実施の形態1にて示したD/AコンバータDAC1と増幅器AMP11とで構成される回路で作成されるとともに、D/AコンバータDAC2と増幅器AMP12とで構成される回路の変形例である。

【0182】すなわち、上記上下基準電圧連動部90は、同図に示すように、上側基準電圧作成用D/A変換回路91と下側基準電圧作成用D/A変換回路92とのD/A変換回路を2つ使用して上側基準電圧と下側基準電圧とを作成し、上下基準電圧の電圧差を一定に保ちながらDCレベルのみ可変可能な構成となっている。すなわち、実施の形態1のものと比較して、D/AコンバータDAC1及びD/AコンバータDAC2の各上位2ビットがHighレベルである“1”又はLowレベルである“0”に固定されているか否かに違いがある。

【0183】上記上下基準電圧連動部90における下側基準電圧作成用D/A変換回路92には、DCレベル調整用データが直接変換用データとして入力される。一方、上側基準電圧作成用D/A変換回路91には、予め設定しておいた上下基準電圧レベル差設定データとDCレベル調整データとをデジタル加算回路93にて足し算し、ここで得られたデータを変換用データとして入力する。

【0184】この構成によって、DCレベル調整用データを変化させると、上側基準電圧と下側基準電圧とは上下基準電圧レベル差設定データで与えられた電圧差を保ちながらDCレベルを変化させることができとなる。

【0185】このように、本実施の形態では、上下基準電圧連動手段としての上下基準電圧連動部70は、上側基準電圧を出力すべく2種類の発生電圧VA2・発生電圧VB1を加算するためのオペアンプOP11を用いた加算回路としての電圧加算回路71と、下側基準電圧を出力すべく2種類の発生電圧VA1・VB1を減算するためのオペアンプOP12を用いた減算回路としての電圧加算回路71とからなっているので、これによって、上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させることができる。この結果、上下基準電圧連動手段の具体的手段を提供することができる。

【0186】また、本実施の形態では、上下基準電圧連動手段としての上下基準電圧連動部80は、2種類の発生電圧VA2・VB21から下側基準電圧を出力すべくオペアンプOP21を用いた第1反転増幅回路81と、2種類の発生電圧VA2・VB22から上側基準電圧を

出力すべくオペアンプOP22を用いた第2反転増幅回路82とからなっているので、これによって、上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させることができ。この結果、上下基準電圧連動手段の具体的手段を提供することができる。

【0187】また、本実施の形態では、上下基準電圧連動手段としての上下基準電圧連動部90は、DCレベル調整データを入力して下側基準電圧を出力する下側基準電圧作成用D/A変換回路92と、この上下基準電圧レベル差設定データと上記DCレベル調整データとを加算するデジタル加算回路93と、このデジタル加算回路93からの加算データを入力して上側基準電圧を出力する上側基準電圧作成用D/A変換回路91とからなっている。

【0188】これによって、上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させることができ。この結果、上下基準電圧連動手段の具体的手段を提供することができる。

【0189】

【発明の効果】本発明の液晶表示装置の駆動回路は、以上のように、調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせる電圧レベル可変手段からなっているものである。

【0190】すなわち、本発明では、調整手段は、薄膜トランジスタの寄生容量の存在に伴うドレイン電圧の変動の影響を補正するため、及びドレインと多層画素電極における液晶層に近い側の金属膜との間に生じる直流電圧成分のばらつきを補正するため、並びに液晶層を挟むアクティブマトリクス基板と対向基板との特性の非対称性に起因する直流電圧のばらつきを補正する等のために、画素電極と共通電極との電位差を調整する。

【0191】そして、本発明では、調整手段は、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを調整する方法を取っており、ソース信号電圧の電圧レベルは、電圧レベル可変手段によって各画素電極に対して一律にシフトされる。

【0192】この結果、共通電極の電位を固定することができるので、従来必要であった電圧調整のための抵抗を有するクランプ回路が不要となり、クランプ回路の存在に伴う消費電力の増大を回避することができる。

【0193】また、クランプ回路及びコンデンサが不要となるので、低周波駆動や休止駆動にも使用することができる。

【0194】したがって、ドレイン電圧の変動を補正するため、及び多層画素電極に伴う直流電圧成分のばらつきを補正するため、並びに液晶層を挟む基板の特性の非対称性に起因する直流電圧のばらつきを補正するため等の画素電極と共通電極との電位差を調整する調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路を提供することができるという効果を奏する。

制限条件とされることなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路を提供することができるという効果を奏する。

【0195】本発明の液晶表示装置の駆動回路は、上記記載の液晶表示装置の駆動回路において、電圧レベル可変手段は、ソースドライバにおけるソース信号電圧の基になるソースドライバ用基準電圧を作成する基準電圧作成手段に設けられ、かつ、上記電圧レベル可変手段は、上側基準電圧と下側基準電圧との電圧差を複数に分圧して上記ソースドライバ用基準電圧として出力する電圧差分圧手段と、上記上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させる上下基準電圧連動手段と、上記上側基準電圧における下側基準電圧の割合を設定する下側基準電圧設定手段とからなっているものである。

【0196】それゆえ、ソースドライバにおけるソース信号電圧の基になるソースドライバ用基準電圧を作成する基準電圧作成手段においては、先ず、下側基準電圧設定手段によって、上側基準電圧における下側基準電圧の割合を設定する。この下側基準電圧の割合は、薄膜トランジスタの寄生容量の存在に伴うドレイン電圧の変動の影響を補正すべく考慮して定められる。

【0197】次いで、上下基準電圧連動手段は、上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させて、ドレイン電圧の変動の影響を考慮した上側基準電圧と下側基準電圧との電位差を常に一定とすることができる。

【0198】次いで、この上側基準電圧と下側基準電圧との電位差は、電圧差分圧手段によって、複数に分圧されソースドライバ用基準電圧として出力される。

【0199】この結果、ソースドライバでは、ドレイン電圧の変動の影響を考慮したソースドライバ用基準電圧が提供されるので、ソースドライバから各画素電極に対して、ドレイン電圧の変動の影響を考慮したソース信号電圧の電圧レベルを出力することができる。

【0200】そして、ドレイン電圧の変動の影響は各液晶表示装置毎に異なっているので、その変動分を補正するときには、下側基準電圧設定手段にて上側基準電圧における下側基準電圧の割合を設定変更すれば良い。これによって、ソースドライバから出力されるソース信号電圧の電圧レベルを各画素電極に対して一律にシフトさせることができる。

【0201】この結果、調整手段である電圧レベル可変手段の具体的な構成を提供することができ、確実に、ドレイン電圧の変動を補正する等のための調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路を提供することができるという効果を奏する。

【0202】本発明の液晶表示装置の駆動回路は、上記

記載の液晶表示装置の駆動回路において、電圧差分圧手段は、上側基準電圧と下側基準電圧との電圧差を複数に分圧するに際して、複数種類のソースドライバ用基準電圧を出力可能となっているものである。

【0203】それゆえ、薄膜トランジスタの寄生容量がドレン電圧に与える影響等は、液晶印加電圧により異なっており、白表示させる時と黒表示させる時とによって、画素電極と共に通電極との電位差を変える必要があるが、本発明では、電圧差分圧手段は、上側基準電圧と下側基準電圧との電圧差を複数に分圧するに際して、複数種類のソースドライバ用基準電圧を出力可能となっているので、白又は黒表示に応じて画素電極と共に通電極との電位差を容易に変えることができる。

【0204】この結果、機能性の高い液晶表示装置の駆動回路を提供することができるという効果を奏する。

【0205】本発明の液晶表示装置の駆動回路は、上記記載の液晶表示装置の駆動回路において、上下基準電圧連動手段は、上側基準電圧を出力すべく2種類の発生電圧を加算するためのオペアンプを用いた加算回路と、下側基準電圧を出力すべく2種類の発生電圧を減算するためのオペアンプを用いた減算回路とからなっているものである。

【0206】それゆえ、上下基準電圧連動手段は、上側基準電圧を出力すべく2種類の発生電圧を加算するためのオペアンプを用いた加算回路と、下側基準電圧を出力すべく2種類の発生電圧を減算するためのオペアンプを用いた減算回路とからなっているので、これによって、上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させることができる。

【0207】この結果、上下基準電圧連動手段の具体的手段を提供することができるという効果を奏する。

【0208】また、本発明の液晶表示装置の駆動回路は、上記記載の液晶表示装置の駆動回路において、上下基準電圧連動手段は、2種類の発生電圧から下側基準電圧を出力すべくオペアンプを用いた第1反転増幅回路と、2種類の発生電圧から上側基準電圧を出力すべくオペアンプを用いた第2反転増幅回路とからなっているものである。

【0209】それゆえ、上下基準電圧連動手段は、2種類の発生電圧から下側基準電圧を出力すべくオペアンプを用いた第1反転増幅回路と、2種類の発生電圧から上側基準電圧を出力すべくオペアンプを用いた第2反転増幅回路とからなっているので、これによって、上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させることができる。

【0210】この結果、上下基準電圧連動手段の具体的手段を提供することができるという効果を奏する。

【0211】また、本発明の液晶表示装置の駆動回路は、上記記載の液晶表示装置の駆動回路において、上下基準電圧連動手段は、DCレベル調整データを入力して

下側基準電圧を出力する下側基準電圧作成用D/A変換回路と、上下基準電圧レベル差設定データと上記DCレベル調整データとを加算するデジタル加算回路と、このデジタル加算回路からの加算データを入力して上側基準電圧を出力する上側基準電圧作成用D/A変換回路とからなっているものである。

【0212】それゆえ、上下基準電圧連動手段は、DCレベル調整データを入力して下側基準電圧を出力する下側基準電圧作成用D/A変換回路と、上下基準電圧レベル差設定データと上記DCレベル調整データとを加算するデジタル加算回路と、このデジタル加算回路からの加算データを入力して上側基準電圧を出力する上側基準電圧作成用D/A変換回路とからなっているので、これによって、上側基準電圧と下側基準電圧との2つの基準電圧を連動して変化させることができる。

【0213】この結果、上下基準電圧連動手段の具体的手段を提供することができるという効果を奏する。

【0214】本発明の液晶表示装置の駆動回路は、以上のように、上記記載の液晶表示装置の駆動回路において、共通電極に対して固定電位を与えるべく、グランド電位と正側電源との切り替えのみを行う切替手段を備えた共通電極信号作成手段が設けられているものである。

【0215】それゆえ、確実に、共通電極の電位を固定することができるので、従来必要であった電圧調整のための抵抗を有するクランプ回路が不要となり、クランプ回路の存在に伴う消費電力の増大を回避することができる。

【0216】また、クランプ回路及びコンデンサが不要となるので、低周波駆動や休止駆動にも使用することができる。

【0217】したがって、確実に、ドレン電圧の変動を補正するため等の調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされことなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置の駆動回路を提供することができるという効果を奏する。

【0218】本発明の液晶表示装置の駆動回路は、以上のように、上記記載の液晶表示装置の駆動回路において、共通電極信号作成手段は、ソースドライバに内蔵されているものである。

【0219】それゆえ、共通電極信号作成手段を、ソースドライバに内蔵することによって回路の集積化によるコストダウンが見込めるという効果を奏する。

【0220】本発明の液晶表示装置は、以上のように、上記記載の液晶表示装置の駆動回路を用いてなるものである。

【0221】それゆえ、画素電極と共に通電極との電位差を調整する調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされことなく、携帯機器を含む電子機器用途にも使用し得る液晶表示装置を提供することができるという効果を奏する。

【0222】本発明の電子機器は、以上のように、上記液晶表示装置を用いてなることを特徴としている。

【0223】それゆえ、画素電極と共に通電極との電位差を調整する調整手段での消費電力を低減し、かつ一定周期での交流化が動作の制限条件とされることなく、携帯機器用途等にも使用し得る電子機器を提供することができるという効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明における液晶表示装置の駆動回路の実施の一形態を示すものであり、ソースドライバへの基準電圧を作成する基準電圧作成回路を示す回路図である。

【図2】上記液晶表示装置の駆動回路を示す全体概要図である。

【図3】上記液晶表示装置の駆動回路における共通電極信号作成回路の構成を示す回路図である。

【図4】上記液晶表示装置の駆動回路におけるソースドライバの構成を示す回路図である。

【図5】本発明における液晶表示装置の駆動回路の他の実施の形態を示すものであり、オペアンプを用いた電圧加算回路とオペアンプを用いた電圧減算回路とからなる上下基準電圧連動部を示す回路図である。

【図6】オペアンプを用いた第1反転増幅回路と、オペアンプを用いた第2反転増幅回路とからなる上下基準電圧連動部を示す回路図である。

【図7】下側基準電圧作成用D/A変換回路と、上下基準電圧レベル差設定データと上記DCレベル調整データとを加算するデジタル加算回路と、上側基準電圧作成用D/A変換回路とからなる上下基準電圧連動部を示す回路図である。

【図8】従来の液晶表示装置の駆動回路における共通電極信号作成回路の構成を示す回路図である。

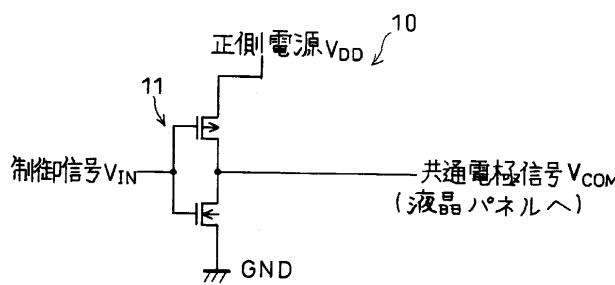
*【図9】上記液晶表示装置の駆動回路を示す全体概要図である。

【図10】上記液晶表示装置の駆動回路におけるソースドライバへの基準電圧を作成する基準電圧作成回路を示す回路図である。

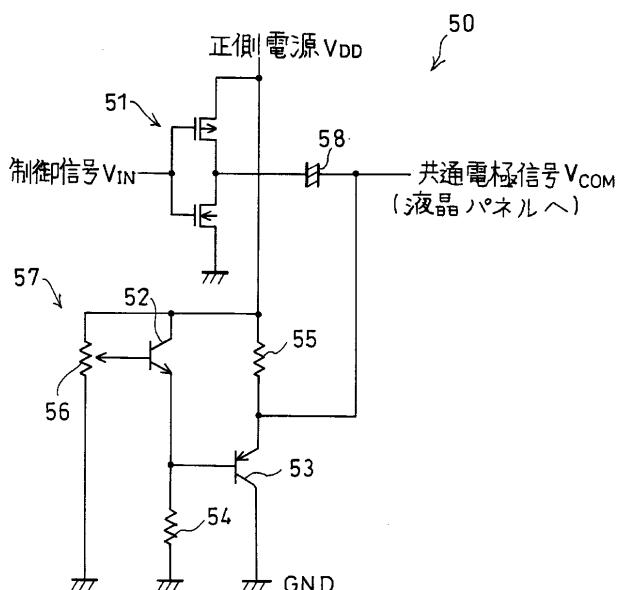
【符号の説明】

1	液晶パネル
2	ゲートドライバ
3	ソースドライバ
6	TFT (薄膜トランジスタ)
7	画素電極
8	共通電極
10	共通電極信号作成回路 (共通電極信号作成手段)
11	C-MOSスイッチ (切替手段)
20	基準電圧作成回路 (調整手段、電圧レベル可変手段、基準電圧作成手段)
20a	電圧差分圧部 (電圧差分圧手段)
20b	下側基準電圧設定部 (下側基準電圧設定手段)
DAC1	D/Aコンバータ (上下基準電圧連動手段)
DAC2	D/Aコンバータ (上下基準電圧連動手段)
GND	グランド電位
V1~V4	基準電圧 (ソースドライバ用基準電圧)
V _{DD}	正側電源
V _{DOWN}	下側基準電圧
V _{IN}	制御信号
V _{UP}	上側基準電圧

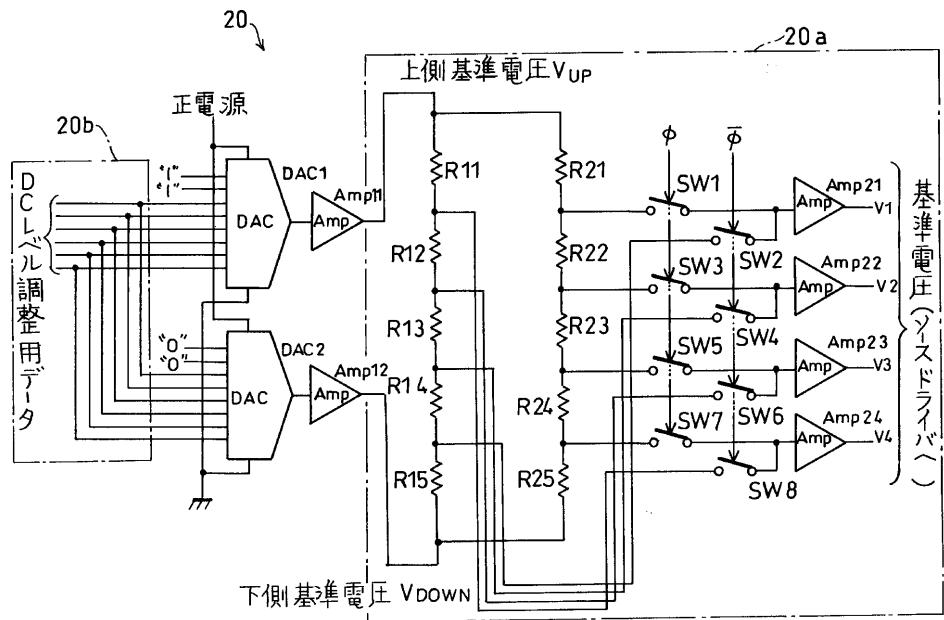
【図3】



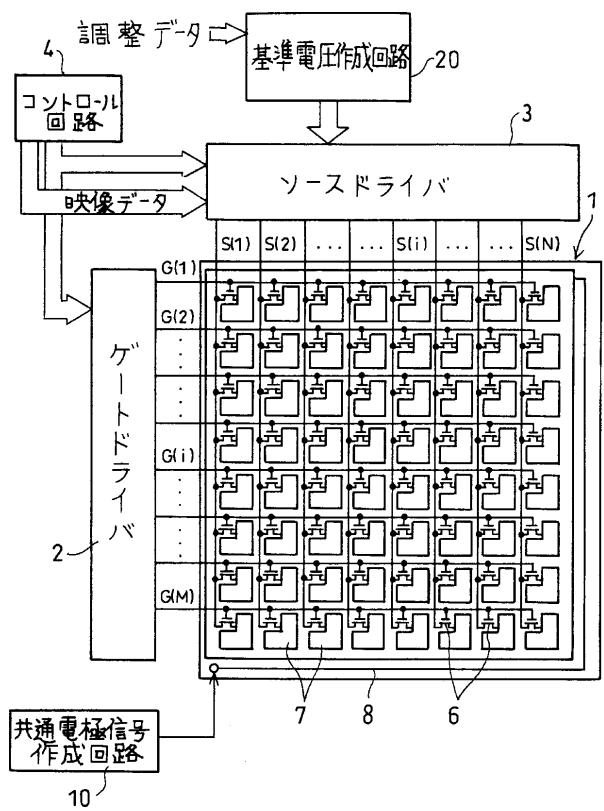
【図8】



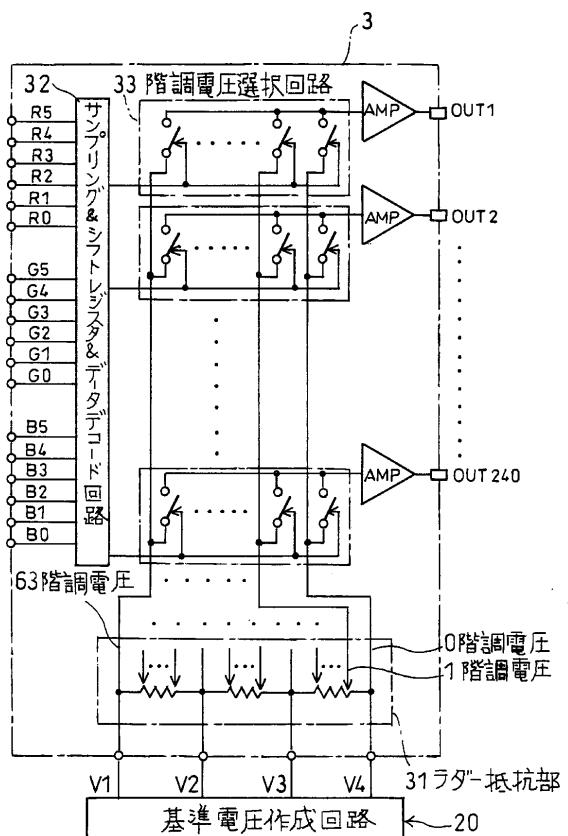
【図1】



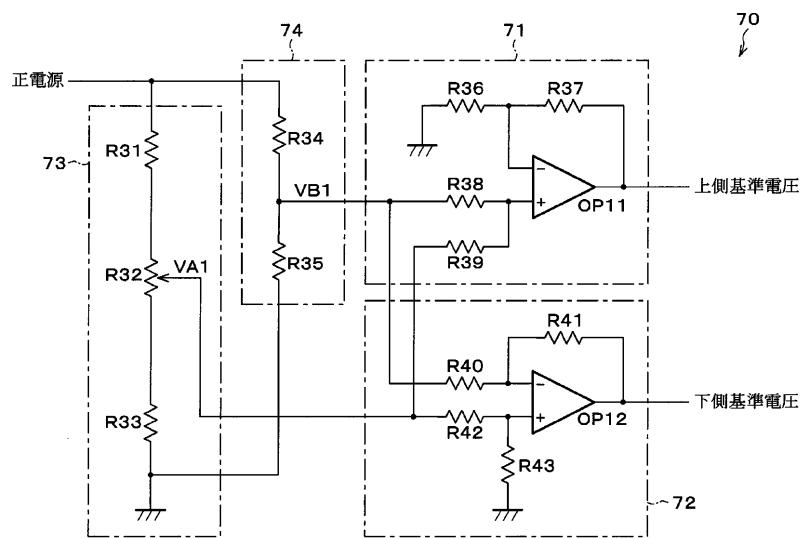
【図2】



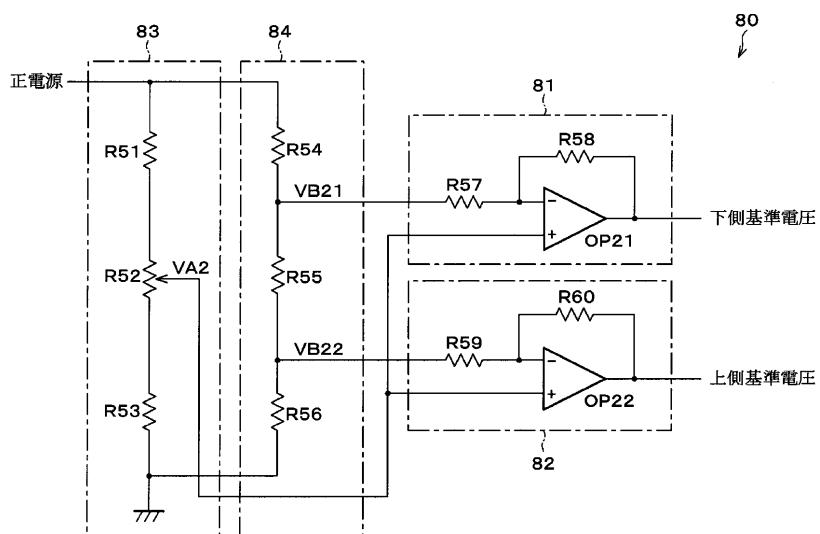
【図4】



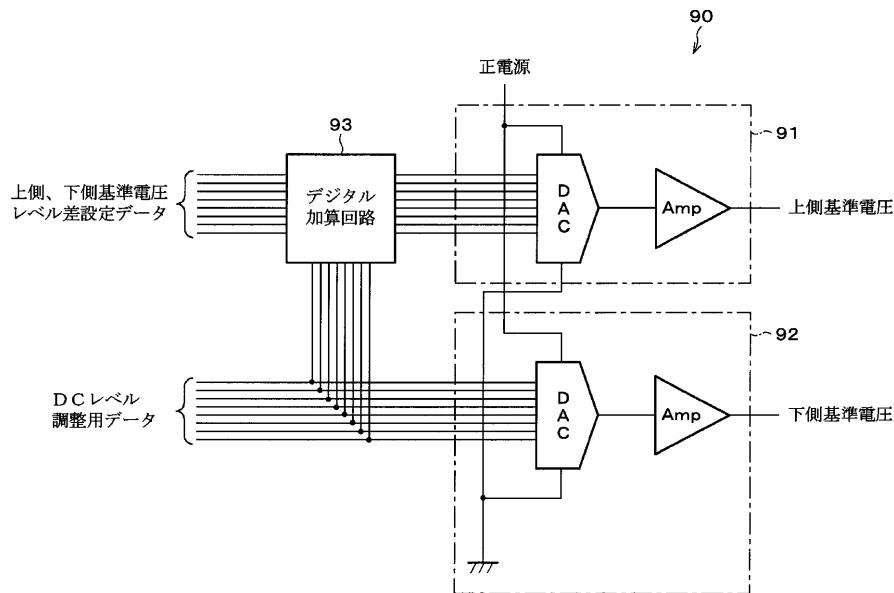
【図5】



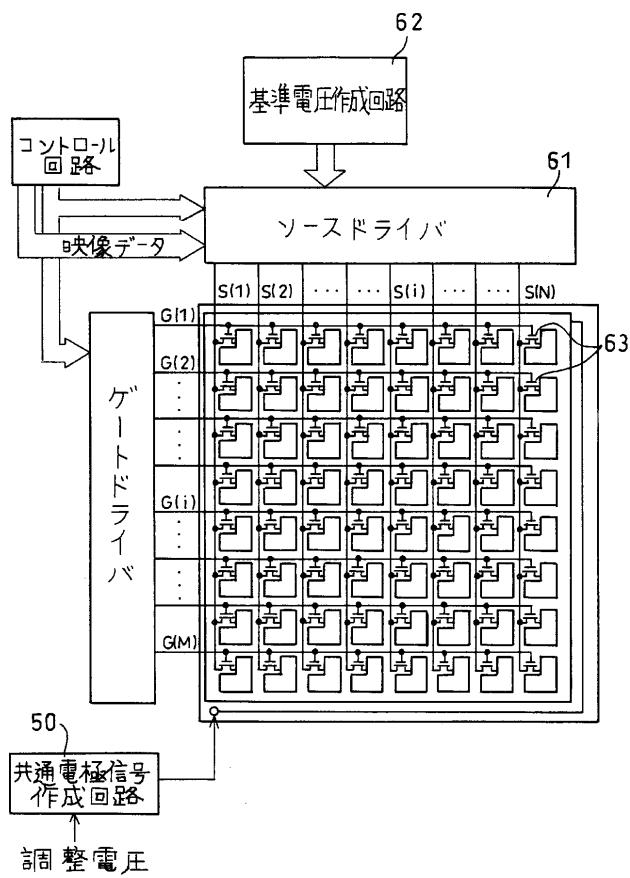
【図6】



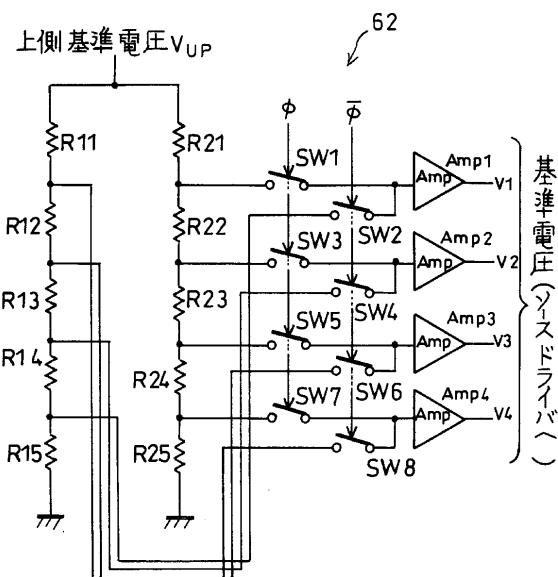
【図7】



【図9】



【図10】



フロントページの続き

(51) Int.Cl.⁷ 識別記号 F I テ-マコ-ド[®] (参考)
G 09 G 3/20 6 2 4 G 09 G 3/20 6 2 4 C

(72) 発明者 太田 隆滋 F ターム(参考) 2H093 NA16 NC34 ND39
大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号 シ 5C006 AF46 AF69 BB16 BC06 BC11
ヤープ株式会社内 BC16 BF33 BF43 BF46 EC05
EC08 EC13 FA34 FA37 FA47
5C080 AA10 BB05 DD26 DD30 JJ02
JJ03 KK02 KK07 KK50

专利名称(译)	液晶显示装置的驱动电路，使用该驱动电路的液晶显示装置，以及使用该液晶显示装置的电子装置		
公开(公告)号	JP2002108312A	公开(公告)日	2002-04-10
申请号	JP2001154258	申请日	2001-05-23
[标]申请(专利权)人(译)	夏普株式会社		
申请(专利权)人(译)	夏普公司		
[标]发明人	熊田 浩二 柳 俊洋 太田 隆滋		
发明人	熊田 浩二 柳 俊洋 太田 隆滋		
IPC分类号	G02F1/133 G09G3/20 G09G3/36		
CPC分类号	G09G3/3655 G09G3/3688 G09G3/3696 G09G2310/027 G09G2320/0204 G09G2320/0257		
FI分类号	G09G3/36 G02F1/133.550 G09G3/20.611.A G09G3/20.612.E G09G3/20.623.F G09G3/20.624.C		
F-TERM分类号	2H093/NA16 2H093/NC34 2H093/ND39 5C006/AF46 5C006/AF69 5C006/BB16 5C006/BC06 5C006/BC11 5C006/BC16 5C006/BF33 5C006/BF43 5C006/BF46 5C006/EC05 5C006/EC08 5C006/EC13 5C006/FA34 5C006/FA37 5C006/FA47 5C080/AA10 5C080/BB05 5C080/DD26 5C080/DD30 5C080/JJ02 5C080/JJ03 5C080/KK02 5C080/KK07 5C080/KK50 2H193/ZA04		
优先权	2000222880 2000-07-24 JP		
其他公开文献	JP3813463B2 JP2002108312A5		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

可以用于移动设备应用的液晶显示装置的驱动电路，其中减少了调节装置中的功耗，并且恒定周期的交流电不是操作的限制条件，并且使用该驱动电路。提供一种液晶显示装置和使用该液晶显示装置的电子设备。来自栅极驱动器的扫描信号在TFT中进行切换，以将来自源驱动器的源信号电压输出到每个像素电极。调整像素电极和公共电极之间的电势差以校正由于TFT寄生电容的存在而引起的漏极电压变化的影响以及由于有源矩阵基板和对向基板的特性不对称而导致的DC电压变化的影响。提供参考电压产生电路20。基准电压产生电路20由电压电平改变装置构成，该电压电平改变装置使从源极驱动器输出的源信号电压的电压电平相对于每个像素电极均匀地移位。

